

短期入所生活介護ちかのり(介護保険負担割合証 1割)

別紙1.料金表 2024.8.1

◎標準サービス料金表

(単位(円) = 日額)

1日当たりの利用料		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
◆基本サービス費		529	656	704	772	847	918	987
◆共通加算(日額)	サービス提供体制加算(Ⅱ)	18						
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	算定なし			18			
介護保険負担段階	居住費	第4段階	2,066					
		第3段階②	1,370					
		第3段階①	1,370					
		第2段階	880					
	食費	第4段階	1,445					
		第3段階②	1,300					
		第3段階①	1,000					
		第2段階	600					

◎介護保険負担割合証が2. 3割の方は◆の数字合計に割合を乗じた単位(円)が日額となります。

◎定員を超えた利用や人員配置基準に違反した場合、長期利用など上記基本サービス費、共通加算が減額されます。

参考例

1日の利用料合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	4,058	4,185	4,251	4,319	4,394	4,465	4,534
第3段階②	3,217	3,344	3,410	3,478	3,553	3,624	2,706
第3段階①	2,917	3,044	3,110	3,178	3,253	3,324	3,393
第2段階	2,027	2,154	2,220	2,288	2,363	2,434	2,503

◎標準サービス料金表を基に計算を行っています。

◎その他、介護職員処遇改善加算等上記記載以外の必要に応じて加算されるものは含まれておりません。(裏面参照)

◎自己負担が適切と考えられるもの(おやつ飲み物代、電気代等)は、自費となります。

◎介護保険負担限度額認定による利用負担段階

\*負担限度額認定を受けるには市役所へ申請が必要です。

利用負担段階	年金収入・所属などの状況	預貯金
第4段階	市民税課税世帯(負担軽減措置の対象とはなりません)	
第3段階②	市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額(遺族・障害年金)の合計	120万円超 単身500万円 夫婦1,500万円以下
第3段階①		80万円超120万円以下 単身550万円 夫婦1,550万円以下
第2段階		80万円以下 単身650万円 夫婦1,650万円以下

◎高額介護サービス費について

同じ世帯の方が同月内に利用された介護サービス費の利用者負担額合計が規定の上限を超えた場合、超えた金額が高額介護サービス費として支給されます。対象者には市役所より申請書類が届きます。

## ◎加算の種類

### 【個別に発生する加算等の料金】

単位＝円

個別加算	① 送迎加算	対象者のみ 184単位/回(片道)
	② 緊急短期入所受入加算	対象者のみ 90単位/日 *月7日まで算定。月をまたぐ場合最長14日算定
	③ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅱ)10単位/月
	④ 介護職員等処遇改善加算	基本サービス費、共通加算、個別加算の合計に14%乗じた単位

◎介護保険負担割合証が2.3割の方は加算算定合計に割合を乗じた単位が算定されます。

## ◎その他の費用

### 【日常生活上必要となる諸費用実費】

おやつ・飲み物	100円/日	10時、15時などに提供するおやつ・飲み物料金
電化製品使用料	55円/日	電化製品持込による使用料(テレビ、電気毛布など)
日常生活品	実費	購入依頼のあった物品の実費 食品等の購入に要した費用の実費
理美容サービス	実費	外部業者から散髪サービス利用
レクリエーション費用等	実費	施設内行事、施設外行事参加の際の交通費 及び入場料、食事の実費 ボランティアから 受けるサービスの材料費等
洗濯	-	無料*クリーニングを必要とする場合は実費
予防接種	実費	*インフルエンザ予防接種など
地域外送迎	1,000円/10Km毎	ちかのりから片道30Km以上の場合

